

JFBA/24/17

2017年（平成29年）3月28日

国際連合人権高等弁務官事務所 御中

国際連合人権高等弁務官事務所が作成する

日本に関する人権状況要約書のための文書による情報提供

日本弁護士連合会

I 背景と枠組み

1. 日本政府は、第1回UPRにおける勧告にもかかわらず、今回の第3回審査に向けたプロセスにおいても、市民社会との十分な協議をなしたとはいえない。

A 国際的な義務の範囲

2. 国際人権条約に関する個人通報制度の受け入れについて、人権理事会及び条約機関からの勧告にもかかわらず、日本政府の検討に進展は見られない。ILO差別待遇（雇用及び職業）条約（第111号）は未批准、死刑廃止条約（自由権規約第二選択議定書）及び移住労働者権利条約は未署名のままである。

B 憲法上・法律上の枠組み

3. 日本が締結した条約は、国内法に受容され国内法としての効力を持つ（憲法第98条2項）が、国内の裁判所において条約が直接又は間接に適用された裁判例は極めて少ない。
4. 手続法上、条約違反は、三審制の最上級審である最高裁判所に対する上告理由となっておらず、最高裁判所での審理対象とならない。

C 制度的な人権に関するインフラと政策措置

1 国内人権機関、国際人権法に関する司法・法執行機関における教育研修

5. 勧告にもかかわらず、パリ原則に合致した国内人権機関の設置がいまだ実現していない。日本政府の提出した人権委員会設置法案は2012年に廃案となったままである。
6. 日本は、2014年に障害者の権利に関する条約を批准したが、同条約第33条第2項の規定に鑑みても、早急に国内人権機関を設置すべきである。
7. 司法機関及び法執行機関に対する国際人権法に関する教育・研修は不十分である。

2 ビジネスと人権

8. ビジネスと人権に関する国別行動計画はいまだ策定されておらず、日本政府は、2016年11月によりやく策定の方針を表明したものの、目標とする期限を示していない¹。
9. 日本を拠点とする多くの多国籍企業が、人権保障のための法整備が不十分な国々での活動やサプライチェーンを通じて人権侵害に関与する虞がある。日本政府は、国連ガイダンスに沿った「国別行動計画」を直ちに策定すべきである²。

II 人権の促進と保護

A 人権メカニズムとの協力

10. 日本は、国連人権機関から様々な厳しい勧告を受けているが、日本政府は、勧告に法的拘束力がなく、従う義務はないという内容の国会答弁を閣議決定する等、勧告の実現に向けた努力を怠っている³。また、日本政府は、特別報告者の調査に関していつでも受け入れることとしているにもかかわらず、2015年11月、既に決まっていた表現の自由に関する特別報告者の訪問を直前にキャンセルし、市民社会から厳しい批判を受け、その後これを撤回した。

B 国際人権上の義務の履行

1 平等と差別禁止

a. 女性

11. 日本には女性差別を包括的に禁止する国内法が存在しない。婚姻可能年齢が男女で異なる（男性18歳、女性16歳）、夫婦の姓を統一しなければならない（現実には社会的圧力により女性が改姓を強いられる）⁴、100日間に短縮されたものの、女性のみにも再婚禁止期間が課されている、といった法律上の差別も存在する⁵。
12. 配偶者から23.7%の女性がDVの被害を受けている⁶。2013年7月にDV防止法が改正され、対象が交際相手にまで拡大したが、同居の場合に限定されている。
13. ポルノ規制は専ら業界の自主規制に委ねられており⁷、被害の実態が不明である。インターネットやコンピューターネットワークを利用した風俗営業、わいせつ犯罪も増加している⁸。売春者への罰則規定は存続している⁹。
14. 慰安婦問題は、被害者が各国に広がっており、効果的救済がなされるべきである¹⁰。
15. 指導的地位を占める女性（国会・地方議員を含む）の割合は極端に低く¹¹、教育分野における女性教授の数も少ない。日本政府は、女性の割合を高める数値目標を下方修正した¹²。クォータ制を含む暫定的特別措置は実施されていない¹³。

b. LGBT

16. 性的指向と性自認に基づく差別や排除を禁止する法律はなく、自殺対策、社会的包摂事業、男女共同参画基本計画等における性的少数者への言及は、具体的

な義務ではなく配慮に留まる。例えば、性的マイノリティに関する教育が不十分なため、性的マイノリティ児童の多くが、いじめの対象となっている¹⁴。また、雇用の場でも、退職や解雇に追い込まれる例が多い¹⁵。

c. マイノリティ 民族、部落、宗教差別

17. 勧告にもかかわらず¹⁶、包括的な人種差別の禁止に関する法制度の整備は進んでいない。外国人であることを理由に賃貸マンションの入居を拒否される事例や、就職・雇用における差別の事例は後を絶たない¹⁷。
18. 日本政府は、人種的差別に関する実態調査を定期的に行うとともに、人種的差別禁止の理念並びに国及び地方自治体の人種的差別撤廃に向けた施策を実施するに当たっての基本的枠組みを定める法律を制定すべきである。
19. 無年金障がい者・高齢者の年金問題等の在日コリアンに対する差別的な制度も継続している。また、2010年に始まった高校無償化制度においては、朝鮮学校のみが無償化の対象から排除され、文部科学省は地方自治体に対しても朝鮮学校への補助金交付を停止するよう促している¹⁸。
20. また、近年、主として在日コリアン¹⁹を対象とするヘイト・スピーチが広がっている。2016年5月には、ヘイト・スピーチに対処するための法律が成立したが、同法は単なる理念法であり、禁止規定を持たない。また、ヘイト・スピーチの対象者を日本国域外の出身者またはその子孫で「適法に居住する者」に限定している²⁰。人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身、国籍を理由とするヘイト・スピーチも禁止の対象とするべきである。また、対象者を「適法に居住する者」に限定することは、人種差別撤廃委員会による「市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30」に反するため、当該要件は削除されるべきである。
21. 雇用、結婚及び住居等における部落差別が残存しており、差別目的のための戸籍謄本等不正取得事件が継続している。また、排外主義団体等による被差別部落周辺での差別的な街宣活動の事例²¹が報告されているほか、依然としてインターネットを利用した部落差別の助長・扇動が発生している²²。
22. 宗教的マイノリティについて、警察が、テロ対策を理由として多数のイスラム教徒の個人情報や網羅的に収集していたことが指摘されている²³。日本政府は、ムスリムに対する民族的・宗教的なプロファイリングを禁止するとともに、法執行機関関係者に対する人権教育をすべきである。

d. 先住民族

23. 政府は2009年12月にアイヌ政策推進会議を設置し、アイヌ文化の振興・生活実態の調査などを行っているが、アイヌ民族が置かれていた歴史的な状況や先住性を踏まえ、社会的、文化的、政治的、教育的な面を総合した施策の推進を、総合的に実施することが求められる。

2 生命・自由・安全に関する権利

a. 死刑制度，独居拘禁，代用監獄，長期拘禁と長時間の取調べ，電磁的記録

24. 2016年5月に「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立したが、前回審査で示された懸念についての改善は一部に留まる。起訴前保釈，あるいは，これに準ずる制度は導入されなかった。
25. 日本政府は世論を理由として死刑制度を廃止せず，死刑執行の停止もせず，第1回審査の2008年から現在までに48人の死刑が執行された。死刑確定囚の処遇，執行告知が当日の執行直前であること，死刑確定者の外部交通，特に弁護士との面会に看守が立ち会うことが施設長の裁量で行われている等の実情は全く変わっていない²⁴。
26. 受刑者の処遇について，広く独居拘禁を認める仕組みは，拷問等禁止委員会でも問題が指摘されている²⁵。
27. 代用監獄制度は，勧告にもかかわらず²⁶制度の見直しの動きがみられない。代用監獄に拘禁された人の人権侵害について，警察機関から独立して不服を審査する機関はない。身体拘束下の取調べについて弁護人の立会はすべて拒否されている。
28. 通常なら逮捕しない軽犯罪で逮捕する別件逮捕や，罪名を分けて逮捕するごとに23日の起訴前勾留を用い，その間に長時間取り調べたり，起訴後も取調べを継続するケースが見られる²⁷。
29. 改正刑事訴訟法で導入された電磁的記録制度は，裁判員裁判の対象事件と検察官独自捜査事件の身体拘束下の取調べについて「全過程」の録音・録画を義務付ける制度である（2019年6月までに施行）。しかし，上記対象事件は，全事件の2%ないし3%に過ぎない。また，任意という名目で，事実上強制的に行われている逮捕前の取調べの尋問の録画は義務とされていない。現在，電磁的記録は上記制度対象事件以外にも運用により広範化する傾向にあるが，その判断は捜査機関に委ねられている。検察庁は，録音・録画記録媒体そのものを罪体立証のための実質証拠に用いることを推し進める通知を出している。し

かし、録音・録画の記録媒体は、任意性の立証の補助証拠として捉えるべきである。

b. 子どものいじめと体罰・虐待

30. いじめを原因として子どもが自殺するケースが後を絶たない²⁸。日本政府は、2013年にいじめ防止対策推進法を制定し、いじめの早期発見、学校における組織的な対応、第三者機関による調査などを定めたが、同法は、いじめの原因を究明し対処する視点に欠け、いじめを行った児童等には指導・懲戒・警察への通報など加害者的扱いが強調されている問題がある²⁹。
31. 児童虐待による虐待死（心中を含む）は、2012年度で90人、2013年度で69人、2014年度で71人³⁰である。
32. 日本政府は、虐待死を防止するため、体罰によらない子育てを啓発し、子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰は、家庭を含めあらゆる環境において禁止されることを法律に明文化し、併せて民法の懲戒権規定（民法第822条）を削除すべきである³¹。

c. 東日本大震災、福島原子力発電所事故

33. 震災・原発事故による生活再建も復旧・復興も進んでいない。震災・原発事故の発生から5年以上を過ぎた今も、避難生活者は約13万4000人いる³²。その内、避難した福島県民は県内外に約8万4000人いる³³。災害公営住宅の完成は被災3県でまだ半数である。災害関連死は3,400人に達している³⁴。日本政府は、年間被ばく線量については20ミリシーベルト以下を基準として、福島県の居住制限区域及び避難指示解除準備区域について2017年3月を目途に解除を進めているが、この基準は、日本政府による支援や補償の打ち切りと連動するものである³⁵。住民は帰還による健康への不安を抱えており、放射線の潜在的な健康影響に対する防護を求める権利³⁶、持続可能な生活条件・健康に対する権利³⁷の実現が求められる³⁸。避難指示解除は住民の健康を守るため、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下であることが確認された地域から、対象地域の実情に応じて慎重に判断していくべきである。また、日本政府の支援や東京電力株式会社の補償は被害の実情に応じてなされるべきであり、一律に打ち切るべきではない³⁹。
34. 日本政府は原子力施設の安全性の確認が不十分なまま、原発再稼働を認めている⁴⁰。しかも、原子力規制委員会は原則40年と定められた運転期間を20年延

長することを認め、老朽化した原子力発電所の再稼働を許可した⁴¹。日本政府は従来のエネルギー政策を改め、脱原発に向け、できるだけ速やかに原子力発電所を廃止すべきである⁴²。

d. 環境に関する権利

35. 持続可能な開発目標の下に自然環境が適切に保全されることは、人の生命、健康のために不可欠である。しかしながら、日本では、良好な環境を享受したりそのための政策決定等に参加することが権利として保障されていないため、適正手続や適正な環境配慮を欠いたまま、持続可能でない開発が行われている⁴³。

3 司法制度と法の支配

36. 被疑者・被告人が、共犯者等の他人（対象者）の犯罪（一定の犯罪に限定）事実の捜査や訴追に協力することと引き換えに、検察官が恩典（不起訴処分、公訴取消など）を付与することを弁護人の同意の下に合意する、捜査・公判協力型協議・合意制度が立法された。「捜査・公判協力型」の司法取引であり、自己負罪型のそれとは異なる。合意成立までの協議の過程は録音・録画の対象とならず、対象者がえん罪の危険に晒される等の問題が残る。

4 プライバシー権

37. 日本では、2013年5月、いわゆる共通番号制が導入されたが、個人情報が日本政府や企業により集約管理されることは、プライバシー権に対する重大な脅威となり得る⁴⁴。
38. 2016年の改正通信傍受法では、盗聴の範囲を拡大された。また、これまでの通信事業者の関与を一時的に排除して、傍受から記録媒体の管理までを警察だけで行うことができる制度が新設された。警察が裁判官による令状なしに秘密裏に個人の位置情報を得る捜査及び不特定多数の人の顔画像を収集し、特徴点を数値化したデータを用いた捜査が、ともに立法なしに行われている。さらに、監視カメラによる捜査権限を拡大することや、捜査機関が電気通信事業者を通じて利用者への通知なくその位置情報を取得することが、通達やガイドラインの改正を根拠として行われているため⁴⁵、立法により厳格な要件を定めるべきである。

5 信教または宗教、表現、結社、集会の自由、参政権

a. 表現の自由

39. 2014年10月に施行された特定秘密保護法は、報道関係者等に対して萎縮効果を生み出す深刻な問題⁴⁶があり、言論の自由及び知る権利を危機にさらしている⁴⁷。自由権規約委員会の総括所見⁴⁸及び表現の自由特別報告者の調査結果⁴⁹を踏まえて、本法律の廃止又は国際基準に則った抜本的見直しを行うべきである。
40. 2016年2月、総務大臣は、番組内容が「政治的公平性」を確保しているとは認められない場合には、電波停止の措置を採りうる旨を述べ、総務省は、これに基づく政府統一見解を発表した⁵⁰。この政府見解に従って処分することは、放送による報道の自由を侵害し、メディアの独立性を脅かすものである。特別報告者の調査結果⁵¹を踏まえ、放送事業者による自律的規制が尊重されなければならない⁵²。
41. 選挙年齢の引下げに伴い、文部科学省は、高校生等の学校外での政治的活動について、学校が届出制を採用することを容認したほか、高校生等の政治的活動の広範な制限を可能とする通知やQ & Aを発出した。表現の自由への制約は必要最小限度に留められるべきである。

b. 永住外国人の参政権・公務就任権・司法参画

42. 国政選挙及び地方公共団体の選挙の選挙権は日本人のみに与えられている⁵³。旧植民地出身者を含む永住外国人⁵⁴に対しても、その歴史的経緯と生活実態に鑑み、少なくとも地方公共団体の選挙に参加する権利を保障すべきである⁵⁵。
43. また、日本政府は、何ら法令の規定がなくても、「地方公務員の職のうち公権力の行使又は地方公共団体の意思の形成に携わるものについては、日本の国籍を有しない者を任用することができない」との見解を1953年に公にし、最高裁判所もこれを支持している⁵⁶。その結果、旧植民地出身者を含む永住外国人は、広範な範囲の公務就任権について、その具体的な職務内容を問題とすることなく、国籍のみを理由に排除されている。しかし、これは法治主義に反するとともに、不当な差別的取扱いである。少なくとも旧植民地出身者を含む永住外国人に対しては、原則として公務員への就任の機会を与えるべきである。
44. さらに、裁判所は、明文規定がないにもかかわらず、弁護士会から推薦された者について、日本国籍を有しないことを理由に、当該弁護士の調停委員及び司法委員⁵⁷への任命を繰り返し拒絶しているが、これも不当な差別的取扱いであり、直ちに是正されるべきである⁵⁸。

6 労働権、公正かつ良好な労働条件への権利

45. 日本の最低賃金は、先進諸外国と比較して低い⁵⁹。非正規雇用の労働者の多くが最低賃金周辺の賃金水準で働いている⁶⁰。非正規雇用は、全雇用労働者の4割にまで増加し、特に女性の割合は68%に達している⁶¹。その結果、女性の非正規労働者の年間収入は、100万円未満が45.0%を占め、単身女性や母子世帯の貧困が深刻化している⁶²。日本政府は、国際基準に基づく職務評価手法を確立し、同一価値労働同一賃金の原則が確保される立法を含む措置を早急に構築すべきである⁶³。
46. 正社員に関しても、男女間の賃金格差はほとんど縮小していない。女性の管理職割合はOECD先進諸国の中で最低レベルである⁶⁴。日本政府は、女性活躍推進法を制定したが、企業の取組を推進するのみで男女格差是正に関する具体的規定はない。間接差別が限定的にしか禁止されていない。
47. フルタイム労働者の1人平均年間総実労働時間は、2,000時間前後で高止まりしている⁶⁵。そのため、男女とも正規雇用のまま家庭責任を分担することは困難であり、女性労働者の約5割が第一子の出産を機に退職を余儀なくされている。
48. 長時間過密労働の結果、労働者の脳・心臓・精神疾患の労災請求件数が増加している⁶⁶。日本政府は2015年4月3日に裁量労働制の拡大や、年収1,075万円程度以上の労働者について、一定の要件の下、労働基準法の労働時間規制を撤廃する法律改正案を国会に提出したが、長時間労働の実効的な抑止策のないままに労働時間規制を緩和するべきではない⁶⁷。
49. セクシュアル・ハラスメントは、法律でこれを防止する事業主の配慮義務が定められているが、直接的な罰則規定はない。損害賠償請求訴訟は、低額の賠償金水準や二次被害のリスクから、躊躇する被害者が多い。妊娠した女性がマタニティ・ハラスメントを受けることも多い⁶⁸。
50. 女性が中心的な役割を担っている家庭や家族における役割や責任（いわゆる無償労働）に対する調査は行われておらず、その負担や金銭的評価は行われていない。

7 社会保障、十分な生活水準に関する権利

51. 税と社会保障制度は、所得再分配機能が弱く、応能負担原則が貫かれていない。相対的貧困率は16.1%（2012年）にまで悪化している⁶⁹。

52. 特に子どもの相対的貧困率が上昇傾向にあり，2012年には16.3%となっている。子どもがいる現役世帯のうち，大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%と非常に高く，ひとり親家庭，特に母子家庭⁷⁰に対する社会保障が脆弱である⁷¹。
53. 生活保護の受給者は増加傾向にあり，2016年3月時点で，全体の受給世帯数は過去最多となり，うち半数は，65歳以上を中心とする受給世帯である⁷²。
54. また，生活保護基準及びそれに連動する福祉・教育・税制などの施策の適用基準が引き下げられ，低所得者の，健康で文化的な最低限度の生活が侵害されている⁷³。
55. 一方，生活保護受給者への世論のバッシングが厳しい上，正当な保護受給要件のある人に生活保護の行政担当者が申請を断念させる運用も指摘されており，生活保護の捕捉率⁷⁴は低い（15.3%～18%）⁷⁵。

8 健康に関する権利

56. 日本には，安全で質の高い医療を受ける権利や，自己決定権などの患者の権利を定めた法律が存在しない。医療従事者の不足や貧困により十分な医療を受けられない者の存在，高齢者，障がい者，子ども，外国人などの自己決定権が十分に保障されていないといった医療を巡る問題を解決するためには，患者の権利に関する法律を制定する必要がある⁷⁶。

9 教育に関する権利

a. 人権教育

57. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が，2000年12月に施行されているものの，財政上の措置は義務付けられておらず⁷⁷，国際人権条約や，女性・障がい者・民族的・性的マイノリティ等に対する差別の解消に関する事項は，教職課程にも，小中高の学習指導要領にも組み込まれていない。

b. 教育制度

58. 改正地方教育行政法⁷⁸は，国の地方教育行政への関与権限を強めようとするもので，教育の政治的中立性を損なう恐れがある⁷⁹。2014年1月に改定された教科書の検定基準は，日本政府の統一的な見解等が存在する場合には，これに基づいた記述を社会科の教科書に記載することとしているが，国による過度の教育介入（憲法第26条違反）であり，子どもの学習権を侵害する虞がある⁸⁰。

59. 2015年3月、道徳の教科化を認める学習指導要領等の一部改正が行われたが、子どもの思想・良心の自由、学習権を侵害する虞がある⁸¹。
60. 選挙年齢の引下げに伴い、文部科学省は新通知⁸²を発出し、指導資料等を公表した⁸³。これらは、高等学校等の教師に対し、「個人的な主義主張を述べること」を避けることを必要とする等⁸⁴、子どもの学習権や教師の教育の自由を侵害する虞がある⁸⁵。

c. マイノリティ言語・教科書

61. 日本では、一部の公立小中学校において、外国人の児童生徒の母語の学習の時間が設けられているが、在日コリアンやアイヌ民族などのマイノリティの児童生徒が母語や文化を学習することが権利として保障されていない。

10 障がい者

62. 障害者差別解消法では差別を禁止するものの、権利侵害が行われた場合の救済は十分ではない⁸⁶。パリ原則に基づく国内人権機関を創設すべきである⁸⁷。
63. 差別解消法は、障がい者に必要な合理的配慮を行わないことも差別として禁止するが、司法手続における合理的配慮が法的に義務付けられていない。また、民間事業者では、合理的配慮の実行が努力義務に留められている⁸⁸。
64. 精神障がい者に対して、身体拘束と医療の強制を広範に行う余地がある医療制度が存在する⁸⁹。
65. 2016年7月、知的障がい者の入所施設で起きた殺人事件⁹⁰は、加害者に、障がい者に対する強い差別意識があったことが窺われる。障がい者に対する社会の意識の向上や偏見を除去し、障がい者を地域に包容する社会と教育制度を創造する政策が強化されるべきである⁹¹。

11 少数者及び先住民

1 参照。

12 移住者、難民及び難民申請者

a. 人身取引及び技能実習制度

66. 深刻な人権侵害が後を絶たない技能実習制度は、条約機関からも見直しを勧告され⁹²、特別報告者は人身取引に該当する可能性を示唆している⁹³。2016年11月、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が

成立した。技能実習制度には、実態として非熟練労働者が労働力不足解消の手段として用いられ、対等な労使関係を構築できない構造的な問題が残されている。日本政府は、技能実習制度によることなく、外国人労働者の人権に十分な配慮をした新たな非熟練労働者受入れ制度を設けることを検討すべきである⁹⁴。

b. 長期収容及び医療体制

67. 日本の入管法は、退去強制令書に基づく無期限収容を認めているため、難民認定申請者を含め1年以上の長期にわたり収容されている者が存在する。日本政府は常勤医の確保など収容所内の医療体制改善に努めるとともに、仮放免許可により長期収容を可及的に回避するべきである⁹⁵。

c. 難民及び難民申請者

68. 日本の難民認定率（1年間の認定数÷申請者数）は、2013年は1%、2014年は2%、2015年は3%と極端に低い⁹⁶。日本政府は、法務省出入国管理局ではなく、政策的・外交的配慮に影響されない独立した第三者機関による、国際的基準に基づいた難民認定手続を確立するべきである⁹⁷。

1 3 国内避難民

2 c. 参照。

¹ 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部「2016 United Nations Forum on Business and Human Rights, Statement by Ambassador Mitsuko SHINO (16 November 2016)」(2016年11月17日)

http://www.geneve-mission.emb-japan.go.jp/itpr_en/statements_rights_20161116.html

² 日弁連「日本政府に対してビジネスと人権に関する国別行動計画の策定を求める意見書」(2016年9月15日)

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2016/160915.html>

³ 日本政府は、2013年6月18日、拷問禁止委員会の勧告に関する国会議員からの質問に対して、勧告に法的拘束力はなく、従う義務はないという内容の政府答弁を閣議決定した。そのほか、市民社会との協議の場でNGOから条約機関からの勧告の履行を求められた場合、政府関係者は、「勧告に法的拘束力がないことは締約国と条約委員会の共通見解である。」「勧告が間違っている場合や、日本の実情に鑑みて実施できない場合があり得る。」と説明している。

⁴ 選択的夫婦別姓については、2015年12月16日の最高裁判決において、多数意見により国会で議論すべき問題として合憲と判断されたが、15名中5名の裁判官は実質的に女性が改姓を強いられる現制度は個人の尊厳と良性的の本質的平等に立脚した制度とは言えないという反対意見を述べた。

⁵ 日弁連「再婚禁止期間を短縮する民法の一部を改正する法律の成立に対する会長声明」(2016年6月1日)

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/160601.html>

⁶ 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査<概要版>」(平成27年3月)

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h26_boryoku_cyousa.html

7 内閣府男女共同参画局「第7回及び第8回報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答」問7

http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/response_7-8_j.pdf

8 警察庁「平成27年警察白書」第2章第5項

https://www.npa.go.jp/hakusyo/h27/pdf/pdf/07_dai2syo.pdf

9 日弁連「刑法と売春防止法等の一部削除等を求める意見書」（2013年6月21日）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/130621_03.html

10 日弁連「女性差別撤廃委員会の総括所見に対する会長談話」（2016年3月16日）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/160316_2.html

日弁連・大韓弁護士協会「日本軍『慰安婦』問題の最終的解決に関する提言」（2010年12月）

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/101211_2.pdf

日弁連「国連人権委員会で『武力紛争下の組織的強姦・性奴隷』に関する決議を求める日本弁護士連合会の意見書」（2000年3月16日）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2000/2000_9.html

11 世界経済フォーラム「グローバルジェンダーギャップ報告書2016」

<http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2016/economies/#economy=JPN>

12 当初、政府は、あらゆる分野で指導的地位を占める女性の割合を2020年までに30%とするとの目標を設定したが、2015年の第4次男女共同参画基本計画にて、分野別の現実的目標に設定し直された。

内閣府男女共同参画局「第4次男女共同参画基本計画・第2部 施策の基本的方向と具体的な取組・第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」

http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/2-02.pdf

13 第7回及び第8回締約国報告に対する女性差別撤廃委員会からの課題リストに対するアップデート報告（2015年12月17日）

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_7-8_update_jp.pdf

14 文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015年4月30日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

15 日本労働組合総連合会「LGBTに関する職場の意識調査～日本初となる非当事者を中心に実施したLGBT関連の職場意識調査～」（2016年8月25日）

<http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/chousa/data/20160825.pdf>

16 UPR 第2回日本政府審査・結果文書 147,34,35,36,85

17 日弁連「人種等を理由とする差別の撤廃に向けた速やかな施策を求める意見書」（2015年5月7日）http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150507_2.html

東京都新宿区が2007年（平成19年）に実施した外国籍住民に対するアンケート調査によると、「地域社会の一員として、あなたが日本人に望むことは何ですか」との問いに対し、アンケートに回答した新宿区に居住する外国籍住民のうち、43.4%が「偏見や差別をなくしてほしい」と回答している。また、大阪市が2009年（平成21年）に実施した多国籍住民に対するアンケート調査によると、アンケートに回答した大阪市に居住する外国籍住民のうち3割強が住宅・入居に関して、また約4割が就職・雇用の場面で、何らかの差別や不愉快な経験を受けたことがあるとしている。

18 日弁連「朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明」（2016年7月29日）

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/160729.html>

19 2015年末現在、日本には約40万人のコリアンが永住資格を持って暮らしている。このうち、約34万人は、20世紀前半の日本による朝鮮半島の植民地統治時代に日本での生活を余儀なくされた者とその子孫である。

20 同法第2条は以下のとおり規定している。「この法律において『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本

邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」

21 奈良地方裁判所平成23年(ワ)第686号 平成24年6月25日民事部判決

22 日弁連「人種差別撤廃条約に基づき提出された第7回・第8回・第9回日本政府報告書に対する日弁連報告書(2014年3月19日)64頁

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Racial_discrimination_ja_7.8.9.pdf

23 東京高等裁判所平成26年(ネ)第1619号公安テロ情報流出被害国家賠償請求控訴事件平成27年4月14日判決(平成28年5月31日上告棄却決定)

24 日弁連「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(2016年10月7日・第59回人権擁護大会にて採決)

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2016/2016_3.html

25 日弁連パンフレット「国連拷問禁止委員会は日本政府に何を求めたか」

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/UNC_against_torture_pam.pdf

26 1993年10月に行われた国際人権(自由権)規約委員会(第3回審査)ほか、各条約機関から勧告されている。

27 裁判所は、改正刑事訴訟法の制定について議論する場では、捜査段階の自白は録音・録画の裏付けがない限り、訴追機関において最適な証拠による任意性立証を放棄したことになる旨述べているが、現場の個々の裁判官が自白偏重主義を脱していると認めうる資料はない。

28 文部科学省「平成24～26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』」

29 日弁連「『いじめ防止対策推進法案』に対する意見書」(2013年6月20日)

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/130620.html>

30 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第12次報告)」の概要

31 日弁連「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」(2015年3月19日)

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150319_4.html

日本政府は、2012年7月の第2回UPR報告書において、「懲戒は体罰とは異なる概念である」(“This provision does not allow for corporal punishment”)と報告したにもかかわらず、2016年5月の児童福祉法改正に際して、「体罰が懲戒権の範囲に含まれることはない」と断定することは困難」などと国会答弁を行い、同改正法に体罰等の明示的禁止を規定しなかった。

32 復興庁「全国の避難者等の数」(平成29年11月29日)

http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/20161129_hinansha.pdf

33 福島県「ふくしま復興ステーション」復興情報ポータルサイト

2016年11月現在、避難者は84,289人。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271.html>

34 復興庁「東日本大震災における震災関連死の死者数(平成28年3月31日現在調査結果)[平成28年6月30日公表]

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20140526131634.html>

35 自由民主党・公明党「東日本大震災復興加速化のための第6次提言～復興・創生への道筋を明示～」(2016年8月24日)

36 ICRP Pub.111 暫定版総括(d), IAEA 基本安全原則7, 自由権規約第6条, 第7条

37 ICRP Pub.111 暫定版総括(d), 社会権規約第11条～15条

38 女性差別撤廃委員会第7回及び第8回報告に関する総括所見第36, 37項

(CEDAW/c/jpn/co/7-8 par.36, 37 (2016年3月7日))

39 日弁連「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権の回復への支援を継続し、脱原発を目指す宣言」(2016年5月27日・第67回定期総会にて採択)

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2016/2016_2.html

日弁連「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定(案)に対する意見書」(2015年8月7日) <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150807.html>

40 2015年8月に川内原子力発電所1, 2号機を、2016年2月には高浜原子力発電所3号機の運転を再開稼働させた。

-
- 41 福井新聞記事「高浜1, 2号機40年超運転認可 原子力規制委, 老朽原発で初」(2016年6月20日)
- 42 日弁連「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権の回復への支援を継続し, 脱原発を目指す宣言」(2016年5月27日・第67回定期総会にて採択)
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2016/2016_2.html
日弁連「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定(案)に対する意見書」(2015年8月7日) <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150807.html>
- 43 日弁連「持続可能な都市の実現のために都市計画法と建築基準法(集団規定)の抜本的改正を求める意見書」(2010年8月19日)
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/100819_2.html
日弁連「リゾート法の廃止と、持続可能なツーリズムのための施策・法整備を求める決議」(2004年10月8日・第47回人権擁護大会にて採択)
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2004/2004_4.html
- 44 日弁連「『共通番号』法案成立に対する会長声明」(2013年5月24日)
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2013/130524.html>
- 45 日弁連「違法な監視カメラの設置に抗議する会長声明」(2016年9月14日)
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/160914.html>
- 46 具体的問題点としては以下の点が挙げられる。①行政機関が秘密指定できる情報の範囲が広範に過ぎ適切に限定されていないこと, ②報道関係者が刑事罰から免責されず, 保護規定が不十分であること, ③特定秘密を公益通報した者が刑事罰から保護される規定を欠くこと, ④特定秘密の指定と解除についての監視メカニズムが十分に独立性を有していないこと等。
- 47 日弁連「改めて秘密保護法の廃止を求める会長声明」(2014年12月10日)
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2014/141210.html>
日弁連「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」(2014年9月19日)
<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20140919.html> (英文)
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/140919.html> (和文)
- 48 International Covenant on Civil and Political Rights CCPR/C/JPN/CO/6
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/CO_JPRep6_I_CCPR140820.pdf
- 49 OHCHR “Preliminary observations by the United Nations Special Rapporteur on the right to freedom of opinion and expression, Mr. David Kaye at the end of his visit to Japan (12-19 April 2016)”
<http://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=19842&LangID=E>
- 51 OHCHR “Preliminary observations by the United Nations Special Rapporteur on the right to freedom of opinion and expression, Mr. David Kaye at the end of his visit to Japan (12-19 April 2016)”
<http://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=19842&LangID=E>
- 52 日弁連「放送法の『政治的公平性』に関する政府見解の撤回と報道の自由の保障を求める意見書」(2016年4月14日)
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2016/160414.html>
日弁連「国連特別報告者による表現の自由及び市民の知る権利に関する暫定的調査結果についての会長声明」(2016年4月28日)
- 53 公職選挙法第9条第1項は, 「日本国民で年齢満十八年以上の者は, 衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」と規定し, 同法第9条第2項は, 「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は, その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」とする。地方自治法第11条は, 「日本国民たる普通地方公共団体の住民は, この法律の定めるところにより, その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。」と規定し, さらに同法第18条は, 「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは, 別に法律の定めるところにより, その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定する。
- 54 2015年末現在, 日本に暮らす約70万人の永住外国人のうち約35万人は, 20世紀前半の

日本による朝鮮半島及び台湾での植民地統治時代に日本ででの生活を余儀なくされた者とその子孫である。これらの者は、1910年に日本による朝鮮半島の植民地統治が開始してから1952年のサンフランシスコ講和条約により日本が独立を回復するまでの間は、日本国籍を有していた。サンフランシスコ講和条約は、講和条約発効後も引き続き日本に在住する植民地出身者の国籍については規定していなかったが、日本政府は、同条約が旧植民地出身者の日本国籍を喪失させる旨の規定を含んでいるとの解釈のもと、1952年4月19日の法務府民事局長通達に基づき、同条約の発効をもって、在日コリアン及び在日台湾人の日本国籍を一方的に剥奪した。さらに、日本の国籍法は、厳格な血統主義を基調とする国籍法であり、かつ、二重国籍を禁止しているため、ごく例外的な場合を除き、父母が外国籍である子は、日本で出生したとしても、日本国籍を取得しない。このため、旧植民地出身者の子孫の多くは、帰化しない限り、外国人として取り扱われている。

⁵⁵ 日弁連「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」（2004年10月8日・第47回人権擁護大会にて採択）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2004/2004_5.html

なお、日本の最高裁判所も、永住外国人に法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講じることが、憲法上禁止されているものではないとしている（最高裁1995年2月28日判決）。

⁵⁶ 最高裁判所の判決（2005年1月26日）は、特別永住資格を有する韓国籍の在日韓国人が東京都の管理職選考試験の受験を求めた裁判において、「外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではない」という理由で、日本国民である職員に限って管理職に昇任する措置を講じることが違法ではないとした。

⁵⁷ 民事及び家事調停委員とは、民事調停及び家事調停の手続きにおいて、当事者の話し合いを仲介し、合意に至るよう調整する役割を担う者である。弁護士が調停委員になる場合、弁護士会の推薦を受け、最高裁判所により任命される。司法委員とは簡易裁判所の和解手続において、裁判所の補助者として、当事者の話し合いを調整する役割を担う者である。弁護士が司法委員になる場合、弁護士会の推薦を受け、地方裁判所により任命される。

⁵⁸ 日弁連「外国籍調停委員・司法委員の採用を求める意見書」（2009年3月18日）

http://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20090318_2.html（英文）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2009/090318_6.html（和文）

Committee on the Elimination of Racial Discrimination "Consideration of reports submitted by States parties under article 9 of the Convention" (CERD/C/JPN/CO/3-6, Para15)

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CERD%2FCO%2FJPN%2FCO%2F3-6&Lang=en

Committee on the Elimination of Racial Discrimination "Concluding observations on the combined seventh to ninth periodic reports of Japan" (CERD/C/JPN/CO/7-9, Para13.)

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CERD/C/JPN/CO/7-9&Lang=En

⁵⁹ OECD.Stat "Real minimum wages"

<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=RMW>

⁶⁰ 以下の①、②及び③いずれも満たすものを原則として「正規雇用」とする。

①労働契約の期間の定めはない。

②所定労働時間がフルタイムである。

③直接雇用である（労働者派遣のような契約上の使用者ではない者の指揮命令に服して就労する雇用関係（間接雇用）ではない。）。

上記①～③のすべてを満たす者以外の様々な雇用形態を便宜上「非正規雇用」とする。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025zr0-att/2r98520000026fpp.pdf>

日弁連「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」（2016年7月13日）

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/160713.html>

⁶¹ 日弁連「全ての女性が貧困から解放され、性別により不利益を受けることなく働き生活できる労働条件、労働環境の整備を求める決議」（2015年10月2日・第58回人権擁護大会にて採択）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2015/2015_2.html

日弁連「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律の改正に向けた意見書」（2013年11月22日）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/131122_3.html

総務省「労働力調査（詳細集計）」平成27年（2015年）平均（速報）

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/>

⁶² 日弁連「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」（2016年7月13日）

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/160713.html>

総務省統計局「労働力調査（詳細集計）平成27年（2015年）平均（速報）」（平成28年2月16日）<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/pdf/index1.pdf>

⁶³ 男女間の賃金格差はいまだ大きく、労働基準法第4条が規定する男女同一賃金の原則には、同一価値労働同一賃金の原則が明記されていないため、同法の解釈も曖昧になり、我が国では同一価値労働同一賃金の原則はいまだ確立されていないとはいえない。

日弁連「全ての女性が貧困から解放され、性別により不利益を受けることなく働き生活できる労働条件、労働環境の整備を求める決議」（2015年10月2日・第58回人権擁護大会にて採択）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2015/2015_2.html

⁶⁴ 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>

⁶⁵ 参議院 立法と調査365号「今後の労働時間法制等の在り方について－労働基準法等の一部を改正する法律案－」（2015年6月1日掲載）

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150601040s.pdf

⁶⁶ 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000128216.html>

⁶⁷ 日弁連「労働時間規制を緩和する労働基準法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明」（2015年4月6日）

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/150406.html>（和文）

<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/year/2015/150406.html>（英文）

⁶⁸ 2017年1月1日から妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策を事業主が講ずることが義務化された。

⁶⁹ 厚生労働省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」（2015年12月18日）

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp151218-01.html>

⁷⁰ 日弁連「選択的夫婦別氏制導入及び離婚給付制度見直しに関する決議（1993年10月29日・第36回人権擁護大会にて採択）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/1993/1993_1.html

民法に離婚に伴う婚姻資産の分配の基準となる包括的な規定がなく、配偶者の経済的状況の開示手続も不十分なため、離婚する女性が正当な分配を得られない。離婚後に養育費が支払われている割合も低く、その水準も子どもの経済的ニーズを充足するには不十分である。

⁷¹ 内閣府「平成27年版 子ども・若者白書（全体版）第3節」

http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/b1_03_03.html

経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生の割合は、この10年間で上昇を続けており、2012年には過去最高の15.64%となっている。なお、「就学援助」について、「学校教育法」（昭22法26）第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者（準要保護者）に対し、就学援助が行われている。

厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/

⁷² 日本経済新聞記事「生活保護、高齢者が初めて50%超す 厚労省調査」（2016年6月1日）

⁷³ 社会権規約委員会 一般的意見19

OHCHR COMMITTEE ON ECONOMIC, SOCIAL AND CULTURAL RIGHTS “GENERAL COMMENT NO. 19 The right to social security (art. 9)”

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=E/C.12/GC/19&Lang=en

⁷⁴ 生活保護制度を利用し得る人のうち、現に制度を利用できている人が占める割合を示すもの。

-
- 75 日弁連パンフレット「あなたも使える生活保護」
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatsuhogo_qa_pam_150109.pdf
- 日弁連パンフレット「あなたの暮らしも危ない？誰が得する？生活保護基準引き下げ」
<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatuhogokijyunhikisage.pdf>
- 76 日弁連「患者の権利に関する法律の制定を求める決議」（2011年10月7日・第54回人権擁護大会にて採択）
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2011/2011_2.html
- 77 日弁連『「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案」成立に関する会長談話』（2000年12月14日）
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2000/2000_16.html
- 78 2014年6月に成立・2015年4月1日より施行
- 79 日弁連「教育委員会制度等改革法制に関する会長声明」（2014年3月20日）
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2014/140320.html>
- 日弁連「教育委員会制度改革に関する意見書」（2016年4月18日）
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_140418_3.pdf
- 80 日弁連「教科書検定基準及び教科用図書検定審査要項の改定並びに教科書採択に対する意見書」（2014年12月26日）
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/141219.html>（和文）
<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20141219.html>（英文）
- 81 日弁連「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」（2014年12月18日）
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/141218_2.html
- 82 文部科学省初等中等教育局長名の通知「高等学校等における政治的素養の教育と高等学校等の生徒による政治活動等について（通知）」（2015年10月29日）
- 83 総務省及び文部科学省作成の副教材「私たちが拓く日本の未来」及びその活用のための指導資料及び、総務省及び文部科学省作成の「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」に関するQ&A
- 84 高校生等の政治的活動について届け出制の校則も条件付きではあるが許容している。
- 85 日弁連「教科書検定基準及び教科用図書検定審査要項の改定並びに教科書採択に対する意見書」（2014年12月26日）
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/141219.html>
- 日弁連「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」（2014年12月18日）
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_141218_2.pdf
- 86 地域支援協議会による相談や労働紛争調停手続に限られている。
- 87 日弁連「人権のための行動宣言2014」2項、3項
http://www.nichibenren.or.jp/activity/policies/jinken_sengen_2014.html
- 88 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）第8条第2項では、民間事業者における合理的配慮の実行が努力義務とされている。
日弁連「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」（2014年10月3日・第57回人権擁護大会にて採択）
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2014/2014_1.html
- 89 日弁連「精神医療の改善と医療観察法の見直しに関する意見書」（2010年3月18日）
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/100318_6.html
- 日弁連「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条(b)に基づく第6回日本政府報告書審査に関する日弁連報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」（2013年5月9日）
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPrep6_ICCPR_ja.pdf
- 90 2016年7月26日、神奈川県相模原市の障害者支援施設において元職員が19名の入所者を殺害し、27名に重傷を負わせる事件が起こった。政府が設置した「相模原市の障害者支援施設に

おける事件の検証及び再発防止策検討チーム」が把握した事実関係によると、被疑者は「障害の重い人は死んだ方がよい」、「みんなも本当はそう思ってる」などと話しており、被疑者には障がいのある人に対する強い差別意識があったことが窺われる。2016年9月14日の中間とりまとめも指摘するように、一般的に大麻の吸引のみで本件のような言動をもたらす可能性が低いということを前提とすれば、被疑者の差別意識も今回の事件の一つの要因であった可能性を否定できない。

日弁連「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チームの中間とりまとめに関する会長声明」（2016年11月14日）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/161114_2.html

⁹¹ 障害者の権利に関する条約第8条、第19条、第24条

日弁連「障害者権利条約の完全実施を求める宣言（2014年10月3日・第57回人権擁護大会にて採択）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2014/2014_1.html

⁹² 自由権規約委員会第6回日本政府報告書審査総括所見（2014年8月）

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/CO_JPRep6_I_CCPR140820.pdf（英文）

人種差別撤廃委員会「第7、8、9回日本政府報告書審査総括所見」（2014年9月）

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/concluding_observations_en7.8.9.pdf（英文）

⁹³ 人身取引に関する国連特別報告者ジョイ・ヌゴジ・エゼイロ氏の2010年5月12日付け報告、移住者の人権に関する国連の特別報告者であるホルヘ・ブスタマンテ氏の2011年3月21日付け報告。

日弁連「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」（2013年6月20日）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/130620_4.html

⁹⁴ 日弁連「『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案』に対する会長声明」（2015年4月24日）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/150424_2.html

日弁連「技能実習制度の見直しに関する有識者懇談会報告書に対する意見書」（2015年2月27日）

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150227.html>

日弁連「『技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）』に対する会長声明」（2014年6月18日）

<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/year/2014/140618.html>（英文）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2014/140618_2.html（和文）

日弁連「『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律』の成立に関する会長声明」（2016年11月24日）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/161124_2.html

⁹⁵ 2014年には3名の被收容者が收容所で適切な医療行為を受けられずに死亡する事件が起きた。日弁連「東京入国管理局における被收容者の死亡事件に関する会長声明」（2015年1月14日）

<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/year/2015/150114.html>（英文）

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/150114.html>（和文）

⁹⁶ 法務省「難民認定申請者数の推移」<http://www.moj.go.jp/content/001170703.pdf>

⁹⁷ 日弁連「難民認定制度及び難民認定申請者等の地位に関する提言」（2014年2月21日）

<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/140221.html>（英文）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/140221_2.html（和文）

日弁連「難民認定制度の見直しの方向性に関する専門部会報告に対する意見書」（2015年3月19日）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150319_7.html